会津美里町第10期介護保険事業計画等アンケート

調査集計分析業務委託　仕様書

１．業務名

会津美里町第10期介護保険事業計画等アンケート調査集計分析業務

２．期間

契約締結日から令和８年２月28日まで

３．目的

本業務は、会津美里町第９期介護保険事業計画(令和６～令和８年度)等に基づく各種調査の実施・集計分析や給付状況等の分析、地域の特性に応じたニーズ等について調査し、課題を明らかにした上で、会津美里町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「事業計画」という。）を策定するための基礎資料とすることを目的とする。

なお、計画期間は、令和９年度から令和11年度の３年間とする。

４．業務の内容

国、県における高齢者保健福祉政策方針を把握のうえ、アンケート調査票の設計及び調査の実施、回収結果のデータ入力作業、集計・分析を行い、調査結果報告書として取りまとめるまでの以下の業務を行う。

（１）アンケート調査票の作成

国から示される調査項目を基本とし、委託者との協議により調査票を作成する。

（２）アンケート調査の実施

①調査対象

調査対象区域は町全域とし、対象者数は以下のとおりとする。なお、対象者の抽出は委託者が行うこととする。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査　１，６００名

（要介護認定を受けていない６５歳以上の町民）

　在宅介護実態調査　６００名

（要支援要介護認定を受け、かつ在宅で生活している６５歳以上の町民と家族）

②調査票・封筒の印刷

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票はＡ４判・中綴・両面印刷12頁程度とする。在宅介護実態調査票はＡ４版・中綴・両面印刷８頁程度とする。発送用封筒は角２、返信用封筒は長３とする。なお、受託者は返信用封筒を会津美里町の料金受取人払とするための手続きを行う。

調査票送付用封筒及び返信用封筒の作成・印刷代は受託者の負担とする。

③アンケート調査票の封入・封緘作業等

受託者は宛名ラベルを準備し、委託者はそのラベルに、調査対象者の発送用宛名ラベルを作成し１部を提供する。受託者は発送用封筒に宛名ラベルを貼り、調査票及び返信用封筒を封入・封緘する。

④アンケート調査票の発送・回収

封緘した調査票を委託者に納品し確認を受けた後、通常の郵送方法により発送する。アンケートの回収先は会津美里町とし、郵送により回収する。なお、調査票の発送及び回収に係る郵送費用はすべて受託者が負担する。（回収率70％見込）

（３）回収調査票の確認

受託者は委託者が保管する回収済み調査票を適宜受け取り、調査票の確認を行う。

（４）入力作業

受託者は、回収されたアンケート調査票の入力作業を行う。なお、一度入力したアンケート調査票の確認作業を再度行うものとする。

（５）集計・分析

【単純集計】

受託者は、入力データを基に単純集計し、単純集計表として取りまとめ委託者に提示する。

【クロス集計】

受託者は、年齢別等クロス集計項目を設定し、クロス集計･分析を行う。また、委託者と協議のうえ、その他必要な設問間のクロス集計・分析を行うものとする。

（６）分析・グラフ化

受託者は、集計結果をグラフ化し、分析コメントを付け加え報告書として取りまとめる。なお、自由回答についても全て入力し、回答種類に応じて区分けするものとする。

５．成果品

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

データ納品

・アンケート調査結果報告書　Ａ４判、約100頁、黒１色

・業務データ、集計・分析データ等各種データ（地域包括ケア「見える化」システム対応データを含む）

（２）在宅介護実態調査

データ納品

・アンケート調査結果報告書　Ａ４判、約60頁、黒１色

・業務データ、集計・分析データ等各種データ

６．支払方法　　　　　完了一括払

７．その他

（１）受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、受託者 から提供された資料、業務の履行に伴って作成された資料等及び成果品は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

（２）調査票設計にあたっては、委託者と十分な調整を図ること。

（３）今後の国等の動向等により、状況が変化した場合には、委託者及び受託者との協議の上、本業務内容を変更することができる。

（４）委託者は、業務の進捗状況等の確認のため、随時、報告を聞くことができる。

（５）本業務委託を受注した場合、本業務の全部を一括して、又は委託者が本業務において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得るとともに必要な事項を届け出るものとする。

（６）その他、この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議し、誠意をもってこれにあたる。